

タブレット端末を使用した「電子サイン」導入のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当組合では、お客さまからの現金や通帳・証書をお預かりする際に発行しております「預り証(受取書)」に替えて、2026年6月1日(月)より、タブレット端末を使用した「電子サイン」の全店運用を開始いたしました。

本システムの導入により、ペーパレス化を図るとともに、より厳格なお預り物等の授受管理を行って参りますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. お客さまから現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預りする際の手続きについて

- タブレット端末による「電子サイン」では、「いつ」「誰と」「どのような取引か」を明確にするために、お取引の内容とご署名を電子的に管理いたします。
- タブレット端末による「電子サイン」によりお預りする際は、お客様控えは発行いたしませんので、お取引の内容に間違いがないかをご確認いただき、「電子サイン」のご署名をお願い申し上げます。

2. お客様へ通帳・証書等をお届けする際の手続きについて

- 現金または通帳、証書等をお渡しする際には、お渡しした現金の金額ならびに通帳、証書等にお間違いがないかをご確認いただき、お客様よりタブレット端末に「電子サイン」をいただくことで、お客様による現金ならびに通帳、証書等の受領の完了とさせていただきます。

3. お預り物等の授受管理について

- タブレット端末に入力したお預り情報、電子サインは当組合システムに保管され、お預り・処理・保管・ご返却までの一連のプロセスをすべてシステム上で管理いたします。

- 当組合職員が、お客様から現金や証書、通帳などをお預りする際には、お客様の同意(電子署名)を頂くか、所定の「預り証」(受取書)をお渡ししております。

お手続きの内容について同意(電子署名)を求められなかったり、「預り証」の発行が無かった場合には、下記、お客様相談窓口「房総信用組合法務管理室」までご連絡ください。

(名刺やメモ等を代わりに使用してお預りすることは、ありません。)

【お客様相談窓口】

房総信用組合 法務管理室

TEL:0120-940-339